

事務所ニ押掛テ掛ケ合フコト (糧食停止ノ意味ハ鉦業所ヨリ餓首者ニ貸下ケセサルヲ云フモノ、如シ)

(四) 餓首者家族上京運動ノ件

餓首者ノ妻女五名 (本山二名、通洞二名、小滝一名) 上京セシメ本店ニ交渉スルコト

(五) 會費・基金同情金募集ノ件

本件ハ各支部ニテ協議シ相當委員ヲ擧ケ幹部ト合議スルコト

(六) 戸別訪問ノ件

各支部ニテ協議シ上通者ナル方法ヲ購スルコト

(本件ハ同情鉦業ノ勧誘ヲ意味スルモノ、如シ)

(七) 會社役員ニ對スル宣傳ノ件

各支部ニテ通者ナル方法ヲ以テ餓首者ニ對スル

同情ヲ表セシムルコト

一 會員大會

十四日午後一時半ヨリ通洞支部ニ於テ會員大會ヲ開キ可見義確議長トナリ九ノ決議ヲシテ三時散會セリ

十三日通洞支部 (運動本部) 三山縣令會幹部會

ニ於テ決議シタル事項ヲ議案トシテ報告シ擧手ノ方法ニ依リ異議ナク決定セリ

決議事項中戸別訪問ノ件ハ十五、十六、兩日午前五時ヨリ七時迄一回 (出業時否) ニ於テ為スコト 実行委員ハ各字十名宛ト決ス

又會費寄附金募集ハ十五、十六兩日ニ亘リ実